

平成 29 年 6 月 16 日現在

機関番号：34316

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2014～2016

課題番号：26780045

研究課題名(和文) 裁判員裁判時代における刑事再審手続の整備と再構築に関する実証的・比較法的検討

研究課題名(英文) Reconsideration about the criminal retrial procedure

研究代表者

齋藤 司(Saito, Tsukasa)

龍谷大学・法学部・教授

研究者番号：20432784

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,800,000円

研究成果の概要(和文)：再審請求手続の特殊性を理由に、直ちに証拠開示の保障を否定する論理は成立しない。職権主義構造を前提としても、再審請求審の手続保障を示すことは十分可能である。具体的には、再審請求人の再審請求審への主体的関与のため、弁護人依頼権の保障、証拠開示請求権の保障などによる告知・聴聞の機会の保障(憲法31条)が絶対に必要である。他方で、当事者主義構造の再審請求手続をとる場合、通常公判同様の手続保障が必要である。いずれにせよ適正な手続の保障が必要である。

これらの内容は、三者協議の活用などの実務上の対応でも十分実現可能である。他方で、手続の明確化や運用の安定性を計るため、最終的に立法によるべきである。

研究成果の概要(英文)：We can not immediately deny the application of the criminal disclosure in the criminal retrial procedure. Even in the procedure of the structure "ex officio examination", the ex-defendant has for example the right to counsel, the right to criminal disclosure, because the "due-process" and "notice and hearing"(Article 31 the Constitution of Japan) must be secured in the criminal retrial procedure. And the ex-defendant in the procedure of the "adversarial" structure has same rights as in the trial in the court of first instance. In the criminal retrial procedure, "due-process" and "notice and hearing"(Article 31 the Constitution of Japan) are secured, the ex-defendant has for example the right to counsel, the right to criminal disclosure.

We can realize those procedure by the practical application of "adversarial" conference between court, prosecutor and ex-defendant. But we must legislate on the criminal retrial procedure, in order to clear the criminal retrial procedure.

研究分野：刑事訴訟法

キーワード：刑事再審 手続保障 証拠開示 裁判員裁判 再審請求審 再審公判

### 1. 研究開始当初の背景

再審における証拠開示をはじめとする再審請求手続における手続保障のあり方が、明文規定の不足などを理由として、不安定な状況であった。そのため、裁判所や検察官の対応次第で、多くの証拠が開示される事件もあれば、証拠が全く開示されない事件も存在するなど、いわゆる「再審格差」が生じていた。

これに加え、再審請求段階で行われる裁判所、検察官、請求人（及び弁護士）間で行われる三者協議も、ともすれば手続が不明確で、紛糾することも多く、多くの時間が経過することもしばしばであった。

これらの問題点に関する先行研究は数点存在していたが、手続の公正性や刑事再審制度の理念である「無辜の不処罰」から抽象的に全面的証拠開示などを主張するものが多く、やや説得力に欠ける状況であった。

### 2. 研究の目的

上記の問題状況を解決するため、現行刑訴法における再審請求審および再審公判の構造及びこれを支える原理を明らかにすることで、より具体的な論理を踏まえて、再審請求手続における手続保障のあり方を検討し、安定かつ公平な再審請求手続の運用、さらには立法を目指すこととした。

### 3. 研究の方法

現行刑訴法における再審制度の基盤となったドイツにおける再審制度及びそこでの手続保障のあり方、さらにはこれを支える論理を確認し、これに加えて、現在の再審請求をめぐる実務の現状を実証的に確認することで、上記の目的を達成使用と考えた。

### 4. 研究成果

第1に、現行刑訴法における再審請求審の構造と手続保障（特に証拠開示）との関係を明確にした。近年、再審請求審は職権主義構造であることを理由に、刑訴法316条の14以下の公判前整理手続に伴う証拠開示制度の「準用」「転用」を否定する見解が主張されている。確かに、現行の証拠開示制度は、当事者主義と密接に関連するかたちで構築されており、その直接の「準用」は困難である。しかし、このことは、現行の証拠開示制度において、開示範囲を限定・確定している当事者主義特有の論理（不正な虚偽主張・反証ねつ造の防止など）が、再審請求審には妥当しないことを意味するにとどまる。他方で、ドイツ法などをみても、職権主義構造の手続においても、手続関与者の主体的関与の保障が「法治国家的刑事手続」の主要な内容とされている。手続関与者の主体的関与のない職権主義は、単なる「糾問主義」である。憲法31条が、適正手続、告知・聴聞の機会の付与を保障していることなどからすれば、再審請求審も手続関与者の主体的関与を前提とす

る職権主義構造が前提とされていると解すべきである。このように職権主義構造の再審請求手続でも、その主体的関与の前提として、未開示の記録・証拠へのアクセス権（証拠開示請求権）が、請求人に認められるべきである。これに加えて、再審請求前における一定の弁護士選任権の保障も必要であろう。

第2に、証拠開示制度の具体像である。職権主義構造のみを前提とすれば、当該事件に関連するすべての記録や証拠は開示されるべきである。このことは、事件後の経過により、プライバシー侵害など具体的弊害が発生する危険性が典型的に低下していることも理由とされる。他方で、通常公判でも開示されない記録や証拠が開示される状態は、万が一の開示を目的とする濫用的な再審請求を招く危険性を有し、さらに通常手続における特に弁護活動の活性化を妨げることになりかねない。そのため、濫用的な再審請求を防止するという政策的根拠（職権主義構造外の理由）から、一定の開示範囲や手続を限定する論理があり得る。具体的には、再審請求人側の再審請求や主張に関連する記録や証拠を開示する第一段階の証拠開示、次に、この開示も踏まえ、確定判決の証拠構造を支える証拠について、その証明力等を判断するために重要な証拠で、かつ典型的な証拠（客観的証拠、供述証拠）を開示する第二段階の証拠開示が考えられる。政策目的から、全面証拠開示を一定程度限定するため、制度内容は現行の証拠開示制度と類似したものとなる。

第3に、職権主義における裁判所は、自由な裁量を持つのではなく、「職権探知義務」を課せられているということである。裁判所は、「事案の真相」を解明する義務を有する。再審請求審における「事案の真相」の解明とは、「無辜の不処罰」のための真相である。そして、この職権探知義務を果たすためには、裁判所と検察官は同等の情報状態に置かれなければならない。再審請求審における証拠開示は、この観点からも捉えることができる。第4に、このような主体的関与は、実務においても十分実現可能であるし、実現すべきであることである。裁判所が主催者として所見探知義務を果たす「三者協議」においては、裁判所が消極的な訴訟指揮を行うことは許されないし、検察官側が積極的な立証活動も制限されることになる。このような「三者協議」の活用によって、主体的関与は実現可能となる。

第5に、とはいえ、やはり立法が望ましいということである。現在の「再審格差」は、不十分な明文規定の状況に起因するものであることは明らかである。手続を明確化し、不要な紛糾・手続遅延を防止するために、再審請求手続の手続保障について法改正が行われるべきである。その際、再審請求の重要な前提となる証拠や記録の保管・利用に関する立法も必要である。

5. 主な発表論文等  
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計8件)

Tsukasa Saito, Die Gefangenearbeit im japanischen Strafvollzug, in: G.Duttge/M.Tadaki (Hrsg.), Aktuelle Entwicklungslinien des japanischen Strafrechts im 21. Jahrhundert, Mohr Siebeck, 2017, S. 187-200 査読なし

齋藤司 「GPS 監視と法律による規律 ドイツ法のアプローチ」季刊刑事弁護 89 号 (2017 年) 109-115 頁、査読なし

齋藤司 「取調べのための出頭・滞留義務と取調べ適正化論」『浅田和茂先生古稀祝賀論文集(下巻)』(成文堂、2016 年) 107-123 頁、査読なし

齋藤司 「捜査手続における証拠開示」『美奈川成章・上田國廣両弁護士古稀記念論文集』(現代人文社、2016 年)178-199 頁、査読なし

齋藤司 「再審請求審における証拠開示」犯罪と刑罰 25 号(2016 年)1-27 頁、査読なし

齋藤司 「刑訴法改正と証拠開示」法律時報 89 巻 1 号 (2016 年) 33-36 頁、査読なし

齋藤司 「強制処分概念と任意捜査の限界に関する再検討 強制処分法定主義と議会の「自己決定義務」」川崎英明 = 白取祐司『刑事訴訟法理論の探究』(日本評論社、2016 年) 19-33 頁、査読なし

齋藤司 「証拠開示の運用と課題」季刊刑事弁護 80 号 (2014 年) 147-152 頁、査読なし

[学会発表](計5件)

齋藤司 「ドイツにおける取調べ改革提案について」日本弁護士連合会刑事法制委員会夏合宿(2016 年 8 月 25 日)ニューウェルシティ湯河原(静岡県熱海市)

齋藤司 「再審における証拠開示」日本刑法学会第 94 回大会・ワークショップ 6 「再審と手続」(2016 年 5 月 22 日)名古屋大学東山キャンパス(名古屋市千種区)

齋藤司 「再審請求審における証拠開示 - ドイツ法から見た日本法の問題点」日本弁護士連合会・再審における証拠開示に関する特別部会勉強会」(2015 年 11 月 12 日)日本弁護士連合会会館(東京都千代田区霞が関)

Tsukasa Saito, Todesstrafe und Laienbeteiligungssystem in Japan 龍谷大学・アウクスブルク大学交流セミナー(2015 年 4 月 6 日)龍谷大学・矯正保護総合センター(京都市伏見区)

Tsukasa Saito, Die Gefangenearbeit im japanischen Strafvollzug, Doktoranden Seminar (Universitat Goettingen)(2015 年 1 月 13 日)ゲッティンゲン市(ドイツ)

[図書](計0件)

[産業財産権]

出願状況(計0件)

名称:  
発明者:  
権利者:  
種類:  
番号:  
出願年月日:  
国内外の別:

取得状況(計0件)

名称:  
発明者:  
権利者:  
種類:  
番号:  
取得年月日:  
国内外の別:

[その他]

ホームページ等

<http://www.geocities.jp/tsukasaviola/>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

齋藤 司(Tsukasa SAITO)

龍谷大学・法学部・教授

研究者番号: 20432784

(2) 研究分担者

( )

研究者番号：

(3)連携研究者 ( )

研究者番号：

(4)研究協力者 ( )